

			04.05			ミルクから得たバターその他の油脂及びデAIRリースプレッド	
			04.06			チーズ及びカード	
冷食食品目	酪農品	チーズ類	0406.10	020	040610020	フレッシュチーズ(ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。)及びカード	
			0406.20			1 乾燥固形分が全重量の48%以下のもの(1個の重量が4グラム以下の錠片にし、冷凍し、かつ、正味重量が5キログラムを超える直接包装にしたものに限る。)	
			0406.30	000	040630000	2 その他のもの	
			0408.40			おろしチーズ及び粉チーズ(チーズの種類を問わない。)	
			0406.90			プロセスチーズ(おろしチーズ及び粉チーズを除く。)	
			04.07			ブルーベインドチーズ及びその他のベニシリウム・ロックフォールティにより得られる模様を含むチーズ	
				100	040700100	その他のチーズ	
冷食食品目	酪農品	その他		210	040700210	殻付きの鳥類(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)	
				220	040700220	1 未化用のもの	
						2 その他のもの	
						(1)生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの	
						(2)その他のもの	
冷食食品目	酪農品	その他	0408.11	000	040811000	殻付きでない鳥類及び卵類(生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水蒸気による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
冷食食品目	酪農品	その他	0408.19	000	040819000	卵黄	
						乾燥したもの	
						その他のもの	
冷食食品目	酪農品	その他	04.09		040900000	その他のもの	
冷食食品目	酪農品	その他	04.10	100	041000100	天然はちみつ	
冷食食品目	酪農品	その他		200	041000200	食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
						1 あなつばめの巣	
						2 その他のもの	
			05			動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
			05.01		050100000	人髪(加工していないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。)	
			0502.10	000	050210000	豚毛及びいのししの毛並びにこれらのくず	
			0502.90	000	050290000	その他のもの	
			05.03	000	050300000	馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	
			05.04			動物(魚を除く。)	
						乾燥し又はくん製したものに限り、	
						1 豚	
						2 ソーセージケーシング用のもの	
						3 その他のもの	
						4 その他のもの	
冷食食品目	畜産物	畜肉	05.05	011	050400011	羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分(加工していないもの及び単に洗浄し、消毒し又は保存のために処理したものに限り、	
冷食食品目	畜産物	畜肉		019	050400019	縁を縫ってあるかないかを問わない。)	
冷食食品目	畜産物	畜肉		090	050400090	並びに鳥の綿毛(加工していないもの及び単に洗浄し、消毒し又は保存のために処理したものに限り、)	
						並びに羽毛又はその部分の粉及びくず	
						骨及びホーンコア(加工していないもの及び脱脂し、単に鹽え、酸処理し又は脱脂したものに限り、	
						特定の形状に切つたものを除く。)	
						並びにこれらの粉及びくず	
						アイボリー、かめの甲、ホエールボーン、ホエールボーンヘア、角、枝角、ひづめ、つめ及びくちばし(加工していないもの及び単に鹽えたものに限るものとし、	
						特定の形状に切つたものを除く。)	
						並びにこれらの粉及びくず	
						さんごその他これに類する物品(加工していないもの及び単に鹽えたものに限る。)	
						並びに軟体動物、甲殻類又は棘皮動物の殻及びいかの甲(加工していないもの及び単に鹽えたものに限るものとし、	
						特定の形状に切つたものを除く。)	
						並びにこれら動物性の海綿	
						アンバーgris、海狸番、シベット、じや番及びカンタリス、胆汁(乾燥してあるかないかを問わない。)	
						並びに医療用品の調製用の際その他の動物性生産品(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの並びに一時的な保存に適する処理をした動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)	
						及び第1類又は第3類の動物で生きていないものうち食用に適しないもの)	
						生きている樹木その他の植物及びりんご、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉	
						食用の野菜、根及び塊茎	
						ばれいしょ(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						トマト(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						たまねぎ、ジャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						キャベツ、カリフラワー、コールラビ、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						レタス(ラクトウカ・サティアワ)及びチコリー(キコリウム属のもの)(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						きゅうり及びガーキン(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						豆(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						さやを除いてあるかないかを問わない。)	
						その他の野菜(生鮮のもの及び冷蔵したものに限り、)	
						冷凍野菜(調理していないもの及び蒸気又は水蒸気による調理をしたものに限る。)	
冷食	農産物	ばれいしょ	0710.10	000	071010000	ばれいしょ	
冷食	農産物	豆類	0710.21	000	071021000	豆(さやを除いてあるかないかを問わない。)	
冷食	農産物	豆類	0710.22	000	071022000	えんどう(ビスマ・サティアム)	
			0710.29			ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
				010	071029010	その他のもの	
				090	071029090	1 えだ豆	
						2 その他のもの	
				0710.30	000	071030000	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
				0710.40	000	071040000	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
				0710.80		071040000	スイートコーン
				030	071080030	その他の野菜	
				010	071080010	1 ごぼう	
				090	071080090	2 その他のもの	
						3 ブロッコリー	
						4 その他のもの	
				0710.90		野菜を混合したもの	
				100	071090100	1 スイートコーンを主成分とするもの	
				200	071090200	2 その他のもの	
				07.11		一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)	
				07.12		乾燥野菜(全形のもの及び切り、砕き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したものを除く。)	
				07.13		乾燥した豆(さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割ってあるかないかを問わない。)	
				07.14		カッサバ芋、アロールート、サレップ、蕪芋、かんしょその他これらに類するでんぷん又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限り、	
						切つてあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。)	
						並びにサゴヤの髓	
						カッサバ芋	
						1 冷凍したもの	
						2 飼料用のもの(税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。)	
						3 その他のもの	
冷食	農産物	その他の野菜	0714.20	310	071410310	2 その他のもの	
				390	071410390	かんしょ	
						1 冷凍したもの	
						2 その他のもの	
冷食	農産物	その他の野菜		100	071420100		
				200	071420200		

			0714.90		その他のもの
冷蔵	農産物	さいとも	110	'071490110'	1 冷凍したもの
冷蔵	農産物	その他の野菜	120	'071490120'	(1)さいとも (2)その他のもの
			08		2 その他のもの
			08.01		食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
			08.02		ココヤシの実、ブラジルナット及びカシューナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)
			08.03		その他のナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。)
			08.04		バナナ(プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
			08.05		なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカド、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
			0805.10		かんきつ類の果実(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
			08.06		オレンジ
			08.07		ぶどう(生鮮のもの及び乾燥したものに限る。)
			08.08		パイナップル及びメロン(すいかを含む。)(生鮮のものに限る。)
			08.09		りんご、なし及びマルメロ(生鮮のものに限る。)
			08.10		あんず、さくらんぼ、桃(ネクタリンを含む。)、プラム及びスロー(生鮮のものに限る。)
			08.11		その他の果実(生鮮のものに限る。)
			0811.10		冷凍果実及び冷凍ナット(調理してないもの及び蒸気又は水素による調理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)
冷蔵	農産物	果実類	100	'081110100'	ストロベリー
冷蔵	農産物	果実類	200	'081110200'	1 砂糖を加えたもの
			0811.20		2 その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	100	'081120100'	ラズベリー、ブラックベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズ
冷蔵	農産物	果実類	200	'081120200'	1 砂糖を加えたもの
			0811.90		2 その他のもの
					その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	110	'081190110'	1 砂糖を加えたもの
冷蔵	農産物	果実類	130	'081190130'	(1)パイナップル
冷蔵	農産物	果実類	140	'081190140'	(2)ベリー
冷蔵	農産物	果実類	150	'081190150'	(3)サワーチェリー
					(4)桃及びなし
					(5)その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	120	'081190120'	パイナップル、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャン
					ボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソ
					ム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
					その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	190	'081190190'	その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	210	'081190210'	1 砂糖を加えたもの
冷蔵	農産物	果実類	220	'081190220'	(1)パイナップル
					(2)パイナップル、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャン
					ボ、レンブ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソ
					ム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
					(3)桃、なし及びベリー
					ベリー
					桃及びなし
					(4)その他のもの
					カムカム
					その他のもの
冷蔵	農産物	果実類	230	'081190230'	一時的な保存に適する処理をした果実及びナット(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により
冷蔵	農産物	果実類	240	'081190240'	保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。)
					乾燥果実(第08.01項から第08.06項までのものを除く。)
					及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの
					かんきつ類の果皮及びメロン(すいかを含む。)
					の皮(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存
					用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。)
					コーヒー、茶、マテ及び香辛料
					穀物
					穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
					採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
					大豆(割つてあるかないかを問わない。)
					落花生(いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。)
					その他の採油用の種及び果実(割つてあるかないかを問わない。)
					採油用の種又は果実の粉及びミール(マスタードの粉及びミールを除く。)
					種用種の種、果実及び殻
					ホップ(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉砕し、粉状にし又はペレット状にしたものであるかないかを問わ
					ない。)
					及びルプリン
					主として畜料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生
					鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)
					海藻その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび(生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は乾燥したものに限るもの
					のとし、粉砕してあるかないかを問わない。)
					並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品(テコ
					リー(ネコリウム・インテュプス実種サティウム)の核でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。)
冷蔵食品目			1212.10 000	'121210000'	ローカストビーン(種を含む。)
			1212.20		海藻その他の藻類
					1 食用のもの(生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。)
冷蔵食品目	水産物	その他	110	'121220110'	(1)長方形(正方形を含む。)
冷蔵食品目	水産物	その他	120	'121220120'	の紙状に抄製したもので、1枚の面積が430平方センチメートル以下のもの
					(2)あまのり類のもの及びこれを交えたもの(1)のものを除く。)
					(3)その他のもの
冷蔵食品目	水産物	その他	131	'121220131'	ヒジキ(ヒジキア・フスフォルミス)
					わかめ(ウダリア・ピンナティフィダ)
					乾燥したもの
					その他のもの
					常温保存のもの
					その他のもの
冷蔵食品目	水産物	その他	135	'121220135'	その他のもの
冷蔵食品目	水産物	その他	136	'121220136'	その他のもの
冷蔵食品目	水産物	その他	139	'121220139'	その他のもの
			1212.30 000	'121230000'	2 その他のもの
					あんず、桃(ネクタリンを含む。)
					又はプラムの核及び仁
					その他のもの
					穀物のわら及び穀(切り、粉砕し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。
					ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン(アルファルファ)、クローバー、セインホイ
					ン、飼料用のケール、ルーピン、ベッチその他これらに類する飼料用植物(ペレット状にしてあるかないかを問わない。)
					ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
					植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
					動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

	16		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
調理冷食食品目 調理食品 ソーセージ	16.01	'160100000'	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品
	16.02		その他の調製し又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
	1602.10	000	'160210000'
	1602.20		均質調製品
		010	'160220010'
			動物の肝臓のもの
			1 牛又は豚のもの
			2 その他のもの
		091	'160220091'
			— 気密容器入りのもの
		099	'160220099'
			— その他のもの
	1602.31		第01.05項の家きんのもの
			七面鳥のもの
		100	'160231100'
			1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
			2 その他のもの
		210	'160231210'
			(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
調理冷食食品目 調理食品 鶏肉調製品	290	'160231290'	(2)その他のもの
	1602.32		鶏(ガールス・ドメスティクス)のもの
		100	'160232100'
			1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
			2 その他のもの
		210	'160232210'
			(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
調理冷食食品目 調理食品 鶏肉調製品	290	'160232290'	(2)その他のもの
	1602.39		その他のもの
		100	'160239100'
			1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
			2 その他のもの
		210	'160239210'
			(1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
		290	'160239290'
			(2)その他のもの
	1602.41		豚のもの
			も肉及びこれを分割したもの
			1 ハム及びベーコン(減菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製し又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	011	'160241011'	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	019	'160241019'	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	090	'160241090'	2 その他のもの
	1602.42		豚肉及びこれを分割したもの
			1 ハム及びベーコン(減菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製し又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	011	'160242011'	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	019	'160242019'	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	090	'160242090'	2 その他のもの
	1602.49		その他のもの(混合物を含む。)
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	100	'160249100'	1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
			2 その他のもの
			(1)ハム及びベーコン(減菌したものを除く。)、プレスハム(豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製し又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	210	'160249210'	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	220	'160249220'	*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの
調理冷食食品目 調理食品 豚肉調製品	290	'160249290'	(2)その他のもの
	1602.50		牛のもの
		100	'160250100'
			1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)
			2 その他のもの
			(1)牛の臓腑及び舌のもの
			(2)その他のもの
			A 牛の肉及びくず肉(臓腑及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の30%未満のもの
			— 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)
			— その他のもの
			— 米を含むもの
			— その他のもの
			— 気密容器入りのもの
			— その他のもの
調理冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	391	'160250391'	
	399	'160250399'	
			B その他のもの
			(a)単に水煮した後に乾燥したもの
			— 気密容器入りのもの
			— 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの
			— その他のもの
冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	410	'160250410'	
	420	'160250420'	
	490	'160250490'	
			— その他のもの
			(b)調味した後に乾燥したもの
			— 気密容器入りのもの
			— 冷蔵及び冷凍のいずれもしていないもの
			— その他のもの
冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	510	'160250510'	
	520	'160250520'	
	590	'160250590'	
	600	'160250600'	
			(c)コーンビーフ
			(d)その他のもの
調理冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	700	'160250700'	イ 気密容器入りのもの(野菜を含むものに限る。)
			ロ 気密容器入りのもの(冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。)
			— 単に水煮したもの
			— その他のもの
冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	810	'160250810'	
	890	'160250890'	
			ハ その他のもの
			— 単に水煮したもの
			— その他のもの
冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	991	'160250991'	— 気密容器入りのもの
冷食食品目 調理食品 牛肉調製品	999	'160250999'	— その他のもの
	1602.90		その他のもの(動物の血の調製品を含む。)
	16.03		肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース
	16.04		魚(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物
			魚(全形のもの及び断片のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。)
	1604.11		さけ
調理冷食食品目 調理食品 魚類調製品	010	'160411010'	— 気密容器入りのもの以外のもの
調理冷食食品目 調理食品 魚類調製品	090	'160411090'	— その他のもの
調理冷食食品目 調理食品 魚類調製品	1604.12	000	'160412000'
	1604.13		にしん
			いわし
調理冷食食品目 調理食品 魚類調製品	010	'160413010'	— 気密容器入りのもの
調理冷食食品目 調理食品 魚類調製品	090	'160413090'	— その他のもの

調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	1604.14		まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお
			010	'160414010'	— かつお(気密容器入りのものに限る。)
			091	'160414091'	— その他のもの
調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	092	'160414092'	— かつお節
調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	099	'160414099'	— まぐろ(気密容器入りのものに限る。)
調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	1604.15	'160415000'	— その他のもの
調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	1604.16	'160416000'	さば
			1604.19	'160416000'	かたくちいわし
			010	'160419010'	その他のもの
			020	'160419020'	— うなぎ
			090	'160419090'	— 節類
			1604.20		— その他のもの
			011	'160420011'	その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚
			012	'160420012'	1 卵
			013	'160420013'	(1)にしん(クルマエビ属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のもの
			014	'160420014'	— にしん(クルマエビ属のもの)のもの
			019	'160420019'	— 気密容器入りのもの
			020	'160420020'	— その他のもの
調理冷食食品目	調理食品	魚類調製品	1604.30		— たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のもの
			16.05		— 気密容器入りのもの
			1605.10		— その他のもの
			010	'160510010'	— たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のもの
			021	'160510021'	— 気密容器入りのもの
			029	'160510029'	— その他のもの
			1605.20		(2)その他のもの
			011	'160520011'	2 その他のもの
			019	'160520019'	キャビア及びその代用物
調理冷食食品目	調理食品	かに調製品	1605.30		甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)
			1605.10		かに
			010	'160510010'	1 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)
			021	'160510021'	2 その他のもの
			029	'160510029'	— 米を含むもの
			1605.20		— その他のもの
			011	'160520011'	シュリンプ及びブロン
			019	'160520019'	1 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの
			021	'160520021'	— 単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し又は冷凍したもの
			029	'160520029'	— その他のもの
			1605.30		2 その他のもの
			010	'160530010'	— 米を含むもの
			020	'160530020'	— その他のもの
			1605.40		ロブスター
			011	'160540011'	1 くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの
			012	'160540012'	2 その他のもの
			200	'160540200'	その他の甲殻類
			1605.90		1 えび
			110	'160590110'	(1)くん製したものと及び単に水若しくは塩水で煮又はその後冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥した
			190	'160590190'	たもの
					(2)その他のもの
					2 その他のもの
					(1)いか及びくらげ
					— いか
					— 気密容器入りのもの
					— 米を含むもの
					— その他のもの
					— その他のもの
					— 米を含むもの
					— その他のもの
					— くらげ
					(2)なまこ及びうに
					(3)その他のもの
					— あわび
					— 帆立貝
					— その他の軟体動物のもの
					— 気密容器入りのもの
					— その他のもの
					— その他のもの
					— その他のもの
			17		糖類及び砂糖菓子
			18		ココア及びその調製品
			19		穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
			19.01		麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全
					に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除
					く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして
					計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)
			1901.10		育児食用の調製品(小売用にしたものに限る。)
			1901.20		第19.05項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地
					1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくは
					ペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るもの
					とし、ケーキックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、米菓生地(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)
					及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全
					2 その他のもの
					(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品
					(2)ケーキックス
					(3)その他のもの
					A 砂糖を加えたもの
					(a)しよ糖の含有量が全重量の15%以下のもの
					— 米粉調製品
					— 小麦粉調製品
					— その他のもの
					(b)その他のもの
					— 米粉調製品
					— 小麦粉調製品
					— その他のもの
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	231	'190120231'	
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	232	'190120232'	
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	233	'190120233'	
			234	'190120234'	
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	235	'190120235'	
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	239	'190120239'	

		241	'190120241'
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	242
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	243
調理冷食食品目	調理食品	パン・パン生地	249
		1901.90	
調理冷食食品目	調理食品	ミルク調製品	131
調理冷食食品目	調理食品	ミルク調製品	132
調理冷食食品目	調理食品	ミルク調製品	136
調理冷食食品目	調理食品	ミルク調製品	137
調理冷食食品目	調理食品	もち等米産品	583
調理冷食食品目	調理食品	もち等米産品	585
調理冷食食品目	調理食品	もち等米産品	586
調理冷食食品目	調理食品	もち等米産品	587
調理冷食食品目	調理食品	もち等米産品	588
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	211
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	216
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	217
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	219
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	221
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	229
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	230
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	241
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	242
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	243
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	246
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	247
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	248
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	251
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	252
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	253
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	261
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	266
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	267
調理冷食食品目	調理食品	小麦粉調製品	269
		1902	
		1902.11	000
		1902.19	010
調理冷食食品目	調理食品	麺類	093
調理冷食食品目	調理食品	麺類	094
調理冷食食品目	調理食品	麺類	092
調理冷食食品目	調理食品	麺類	099
		1902.20	
		111	'190220111'
		119	'190220119'
調理冷食食品目	調理食品	詰め物パスタ	191
調理冷食食品目	調理食品	詰め物パスタ	199
		211	'190220211'
		219	'190220219'

B その他のもの

- 小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)
- その他のもの
- 米粉調製品
- 小麦粉調製品
- その他のもの

その他のもの

1 穀粉、ミール又はでん粉の調製食品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。及び

(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)

A 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの

- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
- その他のもの

B その他のもの

- その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの
- その他のもの

(2)米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の1以上を含有する調製食品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるもの(ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

(3)もち、だんごその他これらに類する米産品(育児食用又は食餌療法用のものを除く。)

(1)米の含有量が全重量の30%以下のもの

- *1 砂糖を加えたもの
- *2 1 砂糖の含有量が全重量の15%以下のもの
- *2 その他のもの
- *2(ii) その他のもの

(2)その他のもの

- 政府が主要食糧の供給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による通名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を
- その他のもの

2 その他のもの

(1)第04.01項から第04.04項までの物品の調製食品

A 砂糖を加えたもの

(a) 1 砂糖の含有量が全重量の50%未満のもの

- 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
- その他のもの
- 加圧容器入りにしたホイップドクリーム
- その他のもの

(b) その他のもの

B その他のもの

- 加圧容器入りにしたホイップドクリーム
- その他のもの

(2)麦芽エキス

(3)その他のもの

A 砂糖を加えたもの

(a) 1 砂糖の含有量が全重量の15%以下のもの

- 米粉調製品
- 小麦粉調製品
- その他のもの

(b) その他のもの

- 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの
- 米粉調製品
- 小麦粉調製品
- その他のもの
- 米粉調製品
- 小麦粉調製品
- その他のもの

B その他のもの

- 小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)
- その他のもの
- 米粉調製品
- 小麦粉調製品
- その他のもの

スバゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネロニその他のパスタ(加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。及びクースクス(調製してあるかないかを問

パスタ(加熱による調理をし、詰物をし又はその他の調製をしたものを除く。)

卵を含有するもの

その他のもの

1 ビーファン

2 その他のもの

- マカロニ及びスバゲッティ
- スバゲッティ
- マカロニ
- その他のもの
- うどん、そうめん及びそば
- その他のもの

パスタ(詰物をしたものに限るものとし、加熱による調理をしてあるかないか又はその他の調製をしてあるかないかを問わ

1 砂糖を加えたもの

(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水産無脊椎動物の1以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうち最大の重量を占めるミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの

(2)その他のもの

- ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの
- その他のもの

2 その他のもの

(1)ソーセージ、肉、くず肉、血、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水産無脊椎動物の1以上を詰めたもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の20%を超え、かつ、これらの物品のうち最大の重量を占める牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの

- その他のもの

			221	'190220221'	(2)その他のもの - 牛の肉又はくず肉を含有するもの及びミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のもの - その他のもの	
			229	'190220229'	その他のパスタ	
			1902.30		クースクース	
			1902.40	000	'190240000'	その他のパスタ
			19.03		'190300000'	タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物(フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のもの)
			19.04			穀物又は穀物産物を膨脹させて又はいつて得た調製食品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。)
			19.05			パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品(ココアを含有するかどうかを問わない。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品
			1905.10	000	'190510000'	クリスピーブレッド
			1905.20	000	'190520000'	ジンジャーブレッドその他これに類する物品
			1905.40	000	'190540000'	スイートビスケット、ワッフル及びウエハー
			1905.90			ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品
						その他のもの
			100	'190590100'	1 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は菓実を加えたものを除く。)	
			200	'190590200'	2 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
						3 その他のもの
						(1)砂糖を加えたもの
			311	'190590311'	A あられ、せんべいその他これらに類する米菓	
			312	'190590312'	B ビスケット、クッキー及びクラッカー	
			314	'190590314'	C まととばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの	
						D その他のもの
						- ビザ(冷蔵し又は冷凍したものに限る。)
						- その他のもの
						(2)その他のもの
						A あられ、せんべいその他これらに類する米菓
						B ビスケット、クッキー及びクラッカー
						C まととばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの
						D その他のもの
			20			野菜、果実、ナッツその他植物の部分の調製品
			20.01			食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナッツその他植物の食用の部分
			20.02			調製し又は保存に適する処理をしたトマト(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)
			20.03			調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ(食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。)
			20.04			調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷蔵したものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)
			2004.10			ばれいしよ
						1 単に加熱による調理をしたもの
						2 その他のもの
						(1)マッシュポテト
						(2)その他のもの
			2004.90			その他の野菜及び野菜を混合したもの
						1 砂糖を加えたもの
						(1)スイートコーン
						(2)その他のもの
						2 その他のもの
						(1)アスパラガス及び豆
						- アスパラガス
						- 豆
						(2)たけのこ
						(3)スイートコーン
						(4)ヤングコーンコブ
						- 気密容器入りのもの
						- その他のもの
						(5)その他のもの
			20.05			調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜(冷蔵していないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。)
			20.06			砂糖により調製した野菜、果実、ナッツ、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、ガラスのもの及びクリスタライズしたもの)
			20.07			ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナッツのピューレー及び果実又はナッツのペースト(加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)
			20.08			果実、ナッツその他植物の食用の部分(その他の調製し又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)
						ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)
			2008.20			パイナップル
			2008.30			かんきつ類の果実
			2008.40			なし
			2008.50			あんず
			2008.60			さくらんぼ
			2008.70			桃(ネクタリンを含む。)
			2008.80			ストロベリー
						その他のもの(混合したもの(第2008.19号のものを除く。))を含む。
			2008.91	000	'200891000'	バームハート
			2008.92			混合したもの
			2008.99			その他のもの
						1 梅
						2 その他のもの
						(1)砂糖を加えたもの
						(2)その他のもの
						A バルブ状のもの
						B その他のもの
			223	'200899223'	(a)ブルーベリー	
						(b)バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
						(c)さといも(冷蔵したものに限る。)
						(d)その他のもの
			228	'200899228'	冷食 調理食品 さといも	

			20.09		果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)	
			2009.11		オレンジジュース	
冷蔵	ジュース	オレンジジュース	110	'200911110'	1 砂糖を加えたもの	
冷蔵	ジュース	オレンジジュース	190	'200911190'	(1)しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の10%以下のもの	
					(2)その他のもの	
冷蔵	ジュース	オレンジジュース	210	'200911210'	2 その他のもの	
冷蔵	ジュース	オレンジジュース	290	'200911290'	(1)しよ糖の含有量が全重量の10%以下のもの	
					(2)その他のもの	
			2009.12		冷凍していないもの(ブリックス値が20以下のものに限る。)	
			2009.19		その他のもの	
					グレープフルーツ(ポメロを含む。)ジュース	
					その他のかんきつ類の果実のジュース(二以上の果実から得たものを除く。)	
			2009.50		パイナップルジュース	
					トマトジュース	
					ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。)	
					りんごジュース	
			2009.80		その他の果実又は野菜のジュース(二以上の果実又は野菜から得たものを除く。)	
			2009.90		混合ジュース	
			21		各種の調製食料品	
			21.01		コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
			21.02		酵母(活性のものであるかないかを問わない。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限るものとし、第30.02項のフクチンを除く。)並びに調製したベーキングパウダー	
			21.03		ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード	
			2103.10	000	'210310000'	醤油
			2103.20			トマトケチャップその他のトマトソース
			2103.30			マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
			2103.90			その他のもの
						1 ソース
						(1)マヨネーズ
						(2)フレンチドレッシング及びサラダドレッシング
						(3)その他のもの
調理冷蔵食品目 調理食品 ソース			110	'210390110'		
			120	'210390120'		
			130	'210390130'		
			21.04		スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品	
			21.05		アイスクリームその他の氷菓(ココアを含有するかしないかを問わない。)	
			21.06		調製食料品(他の項に該当するものを除く。)	
			2106.10		たんぱく質濃縮物及び繊維状にしたたんぱく質系物質	
			2106.90		その他のもの	
						1 ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上の調製品
						2 その他のもの
						(1)米、小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)のいずれかの含有量が全重量の30%を超える調製食料品
						A 含有量が全重量の30%を超えるもの
						一 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の
調理冷蔵食品目 調理食品 その他調製品			517	'210690517'	一 その他のもの	
			518	'210690518'	B その他のもの	
					(2)その他のもの	
					A 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)	
			230	'210690230'	B チューインガム	
			240	'210690240'	C こんにやく	
					D 飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの(アルコール分が0.5%を超えるものに限る。)	
					E その他のもの	
					(a)砂糖を加えたもの	
					イ おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと	
					ロ ビタミンをもととした栄養補助食品	
					ハ その他のもの	
					(イ)しよ糖の含有量が全重量の50%未満のもの	
					一 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	
					一 各成分のうち第1212.20号の物品の重量が最大のもの	
					一 その他のもの	
調理冷蔵食品目 調理食品 その他調製品			273	'210690273'	(ロ)その他のもの	
			279	'210690279'	(b)その他のもの	
					イ 調製食用脂(第04.05項の物品の含有量が全重量の15%を超え30%未満のものに限る。)	
			291	'210690291'	ロ アルコールを含有しない飲料のもと	
					(イ)おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	
			292	'210690292'	(ロ)その他のもの	
			293	'210690293'	ハ その他のもの	
					(イ)第04.10項の物品のもの	
			294	'210690294'	(ロ)その他のもの	
					1 ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱく加水分解したもの	
					一 ビタミンをもととした栄養補助食品	
			295	'210690295'	二 植物性たんぱく加水分解したもの	
			296	'210690296'	ii その他のもの	
					(i)たんぱく質防止剤(冷凍すり身の製造に使用する種類のもの)でソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。)	
			301	'210690301'	(ii)その他のもの	
					一 ひじき(ヒジキアプスィフォーム)その他の第1212.20号の物品のもの	
調理冷蔵食品目 調理食品 その他調製品			299	'210690299'	二 その他のもの	
			22		飲料、アルコール及び食酢	
			23		食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製原料	

参考資料3 輸入届出書における冷凍食品の分類項目

	分類番号	品目名	解説	
畜産加工食品 (B)	B9	その他の畜産加工品		
	B91	冷凍食品(食肉製品に該当するものは除く)	食肉製品に該当しないもので、畜産物が主原料となった惣菜等を冷凍したものをいう。ただし、加工度の高いものは「その他の食料品(G)」に含まれる。	
	B910100	無加熱摂取冷凍食品	冷凍食品のうち製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、飲食に供する際加熱を要しないものをいう。	
	B9102	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	加熱後摂取冷凍食品(冷凍食品のうち製造し、又は加工した食品を凍結させたものであって、無加熱摂取冷凍食品以外のもの)のうち凍結させる直前に加熱されたものをいう。	
	B910201	焼き鳥		
	B910202	とんかつ		
	B910203	ハンバーグ	獣畜肉が50%未満のものをいう。	
	B910204	ミートボール	獣畜肉が50%未満のものをいう。	
	B910299	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)		
	B9103	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	加熱後摂取冷凍食品のうち、凍結させる直前に加熱された以外のものをいう。	
	B910301	焼き鳥		
	B910302	とんかつ		
	B910303	ハンバーグ	獣畜肉が50%未満のものをいう。	
	B910304	ミートボール	獣畜肉が50%未満のものをいう。	
	B910399	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)		
	水産加工食品 (D)	D1	魚類加工品	
		D11	切り身、むき身の鮮魚類(冷凍食品を含む)	
		D1103	生食用冷凍鮮魚類	
		D110301	あじ	
D110302		いずみだい		
D110303		かれい		
D110304		さけ・ます		
D110305		さば		
D110306		まぐろ		
D110312		ひらめ		
D110315		いとよりだい		
D110324		さけ・ます(天然)		
D110334		さけ・ます(養殖)		
D110399		その他の魚類		
D1104		加熱加工用冷凍鮮魚類		
D110401		あじ		
D110402		いずみだい		
D110403		かつお		
D110404		かれい		
D110405		きす		
D110406		さけ・ます		
D110407		さば		
D110408		まぐろ		
D110411		どじょう		
D110412	ひらめ			

	分類番号	品目名	解説
水産 加工 食品 (D)	D110415	いとよりだい	
	D110426	さけ・ます(天然)	
	D110436	さけ・ます(養殖)	
	D110499	その他の魚類	
	D14	冷凍食品	
	D1401	無加熱摂取冷凍食品	
	D140101	しめさば	
	D140199	その他の無加熱摂取冷凍食品	
	D1402	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	D140201	白焼きあなご、蒲焼きあなご	
	D140202	白焼きうなぎ、蒲焼きうなぎ	
	D140211	白焼きうなぎ	
	D140212	蒲焼きうなぎ	
	D140213	うなぎの肝臓	
	D140299	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	D1403	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	D140301	あじフライ	
	D140302	きす	
	D140303	たら	
	D140311	白焼きうなぎ	
	D140312	蒲焼きうなぎ	
	D140313	うなぎの肝臓	
	D140399	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	D2	貝類加工品	
	D21	切り身、むき身の鮮貝類(冷凍食品を含む)	
	D2103	生食用冷凍鮮貝類	
	D210301	あかがい	
	D210302	かき	
	D210303	たいらぎがい	
	D210304	とりがい	
	D210305	ほたてがい	
	D210349	その他の二枚貝類	
	D210351	あわび	
	D210352	さざえ	
	D210353	つぶがい	
	D210354	ぱいがい	
	D210399	その他の巻貝類	
	D2104	加熱加工用冷凍鮮貝類	
	D210401	あかがい	
	D210402	あさり	
	D210403	かき	
	D210404	しじみ	
	D210405	たいらぎがい	
	D210406	とりがい	
	D210407	なみがい	
	D210408	はまぐり	
	D210411	ほたてがい	
D210412	ほっきがい		
D210413	みるくいがい(みるがい)		

	分類番号	品目名	解説
水産 加工 食品 (D)	D210449	その他の二枚貝類	
	D210451	あわび	
	D210452	さざえ	
	D210453	ロコがい	
	D210499	その他の巻貝類	
	D24	冷凍食品	
	D2401	無加熱摂取冷凍食品	
	D240101	とりがい	
	D240102	ほっきがい	
	D240149	その他の二枚貝類	
	D240150	巻貝類	
	D2402	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	D240200	二枚貝類	
	D240250	巻貝類	
	D2403	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	D240301	かきフライ	
	D240349	その他の二枚貝類	
	D240350	巻貝類	
	D3	水産動物類加工品(魚類及び貝類を除く)	
	D31	切り身、むき身の鮮水産動物類(冷凍食品を含む)	
	D3103	生食用冷凍鮮水産動物類	
	D310301	いか類	
	D310302	うに類	
	D310303	えび類(養殖)	
	D310304	かに類	
	D310305	たこ類	
	D310306	鯨肉	
	D310313	えび類(天然)	
	D310399	その他の水産動物類	
	D3104	加熱加工用冷凍鮮水産動物類	
	D310401	いか類	
	D310402	うに類	
	D310403	えび類(養殖)	
	D310404	かに類	
	D310405	たこ類	
	D310406	鯨肉	
	D310413	えび類(天然)	
	D310499	その他の水産動物類	
	D34	冷凍食品	
	D3401	無加熱摂取冷凍食品	
	D340101	えび類	カクテルシュリンプを含む。
	D340102	しゃこ類	
D340103	いか類		
D340199	その他の無加熱摂取冷凍食品		
D3402	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)		
D340201	いか類		
D340202	えび類		
D340299	その他の加熱後摂取冷凍食品		

	分類番号	品目名	解説
水産 加工 食品 (D)	D3403	加熱(後凍摂結取直冷前凍加食熱品)(凍結直前未加熱)	
	D340301	いか類	
	D340302	えび類	
	D340389	シーフードミックス	
	D340399	その他の加熱後摂取冷凍食品	
農産 加工 食品 (F)	F1	穀類の調整品	
	F15	冷凍食品	
	F1501	無加熱摂取冷凍食品	
	F150101	パン類	
	F150102	めん類	
	F150199	その他の無加熱摂取冷凍食品	
	F1502	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F150201	パン類	
	F150202	めん類	
	F150203	米飯類	
	F150299	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F1503	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	F150301	パン類	
	F150302	めん類	
	F150303	米飯類	
	F150399	その他の加熱後摂取冷凍食品	
	F2	豆類の調整品	
	F27	冷凍食品	
	F2701	無加熱摂取冷凍食品	
	F270101	ピーナッツ	
	F270199	その他の無加熱摂取冷凍食品	
	F270200	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F270300	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	F3	野菜の調整品(きのこ加工品、香辛料、野草加工品及び茶を除く)	
	F37	冷凍食品	とうもろこしの冷凍食品は穀類に分類される。
	F3701	無加熱摂取冷凍食品	
	F370100	野菜の調整品	
	F370102	えだまめ	
	F370104	カリフラワー	
	F370118	ほうれんそう	
	F370123	モロヘイヤ	
	F370124	しゅんぎく	
	F370125	未成熟さやえんどう	
F370126	スナップエンドウ		
F370127	にら		
F370128	おくら		
F370131	にがうり		
F370132	未成熟ささげ		
F370133	わけぎ		
F370134	キャッサバ		
F370137	かんしょ		
F3702	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)		
F370201	ばれいしょ	フレンチフライドポテト、バイクドポテト、ハッシュドポテト等も含まれる。	

	分類番号	品目名	解説
	F370204	カリフラワー	
	F370218	ほうれんそう	
	F370223	モロヘイヤ	
	F370224	しゅんぎく	
	F370225	未成熟さやえんどう	
	F370226	スナップエンドウ	
	F370227	にら	
	F370228	おくら	
	F370231	にがうり	
	F370232	未成熟ささげ	
	F370233	わけぎ	
	F370234	キャッサバ	
	F370237	かんしょ	
	F370299	その他の加熱後摂取冷凍食品	
	F3703	加熱(後凍摂結取直冷前凍加食熱品)(凍結直前未加熱)	
	F370301	アスパラガス	
	F370302	えだまめ	
	F370303	かぼちゃ	
	F370304	カリフラワー	
	F370305	グリーンピース	
	F370306	さといも	
	F370307	しょうが	
	F370308	セロリ	
農産 加工 食品 (F)	F370311	たけのこ	
	F370312	たまねぎ	
	F370313	にんじん	
	F370314	にんにく	
	F370315	にんにくの茎	
	F370316	ばれいしょ	
	F370317	ブロッコリー	
	F370318	ほうれんそう	
	F370321	ヤングコーン	
	F370322	れんこん	
	F370323	モロヘイヤ	
	F370324	しゅんぎく	
	F370325	未成熟さやえんどう	
	F370326	スナップエンドウ	
	F370327	にら	
	F370328	おくら	
	F370331	にがうり	
	F370332	未成熟ささげ	
	F370333	パクチョイ	
	F370334	チンゲンサイ	
	F370335	わけぎ	
	F370336	キャッサバ	
	F370337	かんしょ	
	F370338	青とうがらし	
	F370389	混合野菜	
	F370399	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	

	分類番号	品目名	解説
農産加工食品 (F)	F4	きのこ加工品	
	F44	冷凍食品	
	F440100	無加熱摂取冷凍食品	
	F440200	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F440300	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	F7	果実の調製品	
	F77	冷凍食品	
	F770100	無加熱摂取冷凍食品	
	F770200	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F770300	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	F8	種実類の調整品	
	F86	冷凍食品	
	F860100	無加熱摂取冷凍食品	
	F860200	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	F860300	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	F9	その他の農産加工品	
	F95	冷凍食品	
	F950100	無加熱摂取冷凍食品	
F950200	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)		
F950300	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)		
その他の食料品 (G)	G6	冷凍食品	
	G61	無加熱摂取冷凍食品	
	G610001	ケーキ類	
	G610099	その他の無加熱摂取冷凍食品	
	G62	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	G620001	肉まん、あんまん	
	G620002	ギョウザ	
	G620003	春巻き	
	G620004	グラタン	
	G620005	スープ類、シチュー類	
	G620099	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前加熱)	
	G63	加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
	G630001	肉まん、あんまん	
	G630002	ギョウザ	
	G630003	春巻き	
	G630004	グラタン	
	G630005	スープ類、シチュー類	
	G630099	その他の加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱)	
飲料 (H)	H1	清涼飲料水	
	H12	冷凍果実飲料	
	H120001	アップル	
	H120002	オレンジ	
	H120003	グレープ	
	H120004	グレープフルーツ	
	H120005	パイナップル	
	H120006	レモン	
	H120099	その他の冷凍果実飲料	

資料：厚生労働省「F A I N S 手続関係コード集 一欄部一 品目コード」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tetsuzuki-fains/dl/2-10.pdf>

別添

本通知集を第二次改正するにあたって

食品の表示制度について、これまで食品衛生法、JAS法等により表示項目や表示内容がそれぞれの法律の目的毎に決定される仕組みであるため、整合性が取られておらず用語の定義の統一性が欠けているものがあるとの指摘があった。

農林水産省並びに厚生労働省は「食品の表示に関する共同会議」において表示の実質的な方向性、具体的表示について検討を行っている。

その結果、平成15年9月「加工食品の表示に関する共通Q&A（第2集：期限表示について）」の中で

1. 期限表示の用語・定義の統一について（Q1・Q2）

食品衛生法に規定する「品質保持期限」及びJAS法に規定する「賞味期限」は、今回の統一により「賞味期限」として記載する事となった。

8. 期限の再設定等(Q26)

「販売業者が製造業者の設定した賞味期限を変えることにより変更する場合、表示はどのように行えばよいのですか。」との質問に対し次のような回答が示されました。

「流通段階で保存方法を変更し期限表示の変更が必要な場合は、変更された保存方法及びこれに基づく新たな期限を改めて設定し、適切に表示し直さなければなりません。

なお、期限の再設定が科学的、合理的根拠をもって適正かつ客観的に行われた場合には、ラベルを張り替える行為自体が法令違反となることはありません。」

これまでに示された見解に基づき、当協会の本通知集の第二次改正を行うことになりました。

平成15年9月1日
社団法人 日本冷凍食品協会

平成9年2月10日制定
(平成12年11月1日一部改正)
(平成15年9月1日一部改正)

会 員 各 位

冷蔵販売用製品の表示方法について

当該製品の表示方法に関しては、平成7年3月31日衛食第74号「食品衛生法に基づく表示について」の厚生省生活衛生局長通知の中で「製造又は加工後流通段階で適切に保存方法を変更したものであって、期限表示の期限の変更が必要となる場合には、改めて適切に期限及び保存方法の表示がなされること。」とあり、その具体的な表示方法につき、別紙の通りとすることとしたのでご案内申し上げます。当協会平成7年6月6日付食品の日付表示等の改定についての通知の中で、冷凍食品・冷凍品を解凍してチルド食品として販売する場合の取扱いについて説明があるが、冷凍食品の如く保存基準の定められている製品は、保存方法の変更は認められないので当協会同通知文、2. 保存方法の表示(二)は全文削除することとします。

他方、冷蔵販売用製品の品質を保持するために凍結して輸送・配送して陳列・販売するために解凍する場合には、次の取扱いによって保存方法の変更が可能となるので、これにつきご説明申し上げます。

1. 名 称

その内容を表す一般的な名称を記載する。又は、冷凍食品と区別するために「そうざい半製品」、「そうざい」等の次に括弧を付して一般的な名称を記載する。

例1 > あじフライ、大福、シュウマイ等

例2 > そうざい半製品(とんかつ)・・・・・・〔非調理の場合〕

例3 > そうざい(とんかつ)・・・・・・〔調理済みの場合〕

2. 期限表示並びに保存方法

(イ) この二つの項目が流通段階で変更されることとなるので、一括表示枠内の期限表示並びに保存方法の欄に記載箇所を表示し、一括表示枠外の指定した箇所に期限表示・保存方法を近接して記載すること。

なお、期限表示並びに保存方法変更後のラベルが貼付しやすい箇所を指定するとよい。

(ロ) 保存方法変更後の期限表示は、保存方法の表示を変更し、製品特性によって消費期限又は賞味期限を表示すること。

(ハ) 保存方法の変更は、衛生的に行うことが必要であり解凍条件が保存可能日数に影響を及ぼすので製造業者等は、変更者に十分な情報を提供することが必要である。

3. 保存方法の変更者

保存方法の変更は、製造者、中間業者、小売店が行う場合が考えられるので、その実施した者を明らかにするため変更者名を表示する。

4. 召し上がり方

消費者が誤使用しないように、召し上がり方などを平易な用語で記載すること。

(別紙)

冷蔵販売用製品の表示例

社団法人 日本冷凍食品協会

I. バラ詰包装の場合 (内包装がない場合)

◎外箱の表示例

名 称	〇〇〇又はそうざい (〇〇〇〇)
原 材 料 名	— — — 調味料 (アミノ酸等)
内 容 量	2 kg (100個入り)
賞 味 期 限	枠外の〇〇に記載してあります。
保 存 方 法	枠外の〇〇に記載してあります。
製 造 者	〇〇〇〇(株)A10 東京都中央区〇〇〇〇〇

賞味期限	05. 5. 30
保存方法	〇〇℃以下に保存して下さい。
この部分に保存方法の変更者のラベルを貼付して下さい。	

注意事項

この製品は品質を保持するために〇〇℃以下で輸送、配送していますが、解凍して販売する冷蔵販売用製品です。

陳列、販売する場合は、必ず改めて賞味期限又は消費期限 (解凍日から5日以内の年月日) 及び保存方法を表示して下さい。

この製品の解凍後の期限表示は、△△℃以下で〇〇日以内です。

(注意事項は、文例の内容のものであれば別の説明文でも差し支えありません。)

◎保存方法の変更者のラベルの例

①製造者が解凍した場合のラベルの1例

消費期限	04.10.15
保存方法	△△℃以下に保存して下さい。

②中間業者が解凍した場合のラベルの1例

消費期限	04.10.15
保存方法	△△℃以下に保存して下さい。
保存方法の変更者	〇〇〇(株)〇〇営業所 千葉県船橋市〇〇〇〇

保存方法を変更した後の期限が5日以内の場合は「消費期限」、期限が5日を超える場合は「賞味期限」を表示する。

II. 内箱（袋等を含む）包装がある場合

◎外箱の表示例

名 称	〇〇〇又はそうざい（〇〇〇〇）
原 材 料 名	——— 調味料（アミノ酸等）、着色料（モナスカス）
内 容 量	5 kg（10袋入り）
賞 味 期 限	枠外の〇〇に記載してあります。
保 存 方 法	枠外の〇〇に記載してあります。
製 造 者	(株)〇〇〇B2 東京都中央区〇〇〇〇〇

賞 味 期 限	05. 5. 30
保 存 方 法	〇〇℃以下に保存して下さい。

注意事項

この製品は品質を保持するために〇〇℃以下で輸送、配送していますが、解凍して販売する冷蔵販売用製品です。

陳列、販売する場合は必ず、改めて賞味期限又は消費期限（解凍日から5日以内の年月日）及び保存方法を表示して下さい。

この製品の解凍後の期限表示は、△△℃以下で〇〇日以内です。

（注意事項は、文例の内容のものであれば別の説明文でも差し支えありません。）

◎内箱の表示例

名 称	〇〇〇又はそうざい (〇〇〇〇)
原 材 料 名	— — — 調味料 (アミノ酸等)、着色料 (モナスカス)
内 容 量	500g (10個入り)
賞味期限	枠外の〇〇に記載してあります。
保存方法	枠外の〇〇に記載してあります。
製 造 者	(株)〇〇〇B2 東京都中央区〇〇〇〇〇

消費者が誤使用しないように内包装には召し上がり方等を枠外に記載して下さい。

賞味期限	05. 5. 30
保存方法	〇〇℃以下に保存して下さい。 この部分に保存方法の変更者のラベルを貼付して下さい。

◎保存方法の変更者のラベルの表示例


①製造者が解凍した場合のラベルの1例

消 費 期 限	04. 10. 15
保 存 方 法	△△℃以下に保存して下さい。

②中間業者が解凍した場合のラベルの1例

消 費 期 限	04. 10. 15
保 存 方 法	△△℃以下に保存して下さい。
保存方法の変更者	〇〇〇(株)〇〇 東京都世田谷区〇〇〇

③小売店で解凍した場合のPOSラベルの1例

名 称	そうざい (〇〇〇〇)		
消 費 期 限	04. 10. 15	100g 当り	100円
保 存 方 法	△△℃以下	内 容 量	500g
		価 格	525円
			
123456789012			
販 売 店	△△(株)□□		
	東京都調布市〇〇〇〇		

厚生労働科学研究費補助金（食品の安心・安全確保推進研究事業）
分担研究報告書

冷凍食品及び凍結食品の微生物汚染実態調査

分担研究者	小沼博隆	東海大学海洋学部水産学科
	岡田由美子	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部
研究協力者	関 龍雄	財団法人日本冷凍食品検査協会横浜試験センター
	沢田千尋	財団法人日本冷凍食品検査協会横浜試験センター
	森 久子	財団法人日本冷凍食品検査協会関西事業所
	坂口真理	財団法人日本冷凍食品検査協会福岡検査所
	田中廣行	財団法人日本食品分析センター
	宇田川藤江	財団法人日本食品分析センター
	小澤一弘	株式会社中部衛生検査センター
	三輪憲永	東海大学短期大学部
	増田高志	静岡県環境衛生科学研究所
	原田哲也	静岡県環境衛生科学研究所
	五十君静信	国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部

研究要旨

様々な温度帯や流通形態の冷凍流通食品の微生物汚染実態を把握する目的で、
-15℃以下で流通している規格基準のある冷凍食品と、同様の温度で流通しているものの規格のない凍結食品について、代表的な汚染指標菌である coliforms（大腸菌群）、presumptive *E. coli*（推定大腸菌）及び Enterobacteriaceae（腸内細菌科）の汚染状況を調査した。検査法は国際的な標準法である ISO 法に従い、加熱用魚介類、生食用魚介類、加熱用野菜、生食用野菜果物、加熱用揚げ物、加熱用飲茶類の7カテゴリーについて検査を実施した。その結果、飲茶類で凍結食品からの coliforms、presumptive *E. coli* 及び Enterobacteriaceae の分離率が冷凍食品よりも有意に高い結果を示した。その他の食品カテゴリーでは冷凍食品と凍結食品からの指標菌分離率に差は見られなかった。

A. 研究目的

現在国内では多種多様な冷凍流通食品が販売されている。スーパーマーケット等の

小売店においては冷蔵あるいは室温で販売されている食品にも、いわゆるフローゼンチルド品などの流通時には凍結状態で輸送